



毎週火曜日は地本の開所時間を延長します！

東京地本事務所の開所時間は、平日9:00～17:40までとなっていますが、1月より当面の間、毎週火曜日の閉所時間を延長し、19:00まで開けます（火曜日が祝祭日の場合は翌日）。

主に総務部が在籍していますので、JR総合共済、セット共済の各種手続き・ご相談など、日勤などで通常の開所時間に事務所においでになれない方もご活用下さい。外のシャッターが閉まっている場合は、地本事務所03-5830-2256まで一報下さい。

なお、その他の日でも事前にご相談いただければ可能な限り時間外でも対応致します。

1月の開所時間延長日

1月10日（火）
1月17日（火）
1月24日（火）
1月31日（火）



セット共済(こくみん共済coop<全労済>)割戻金のお支払いについて

セット共済に加入されている方には2020年度分の割戻金がございます。労金等の口座の指定手続きをされている方にはすでに振り込まれていますが、それ以外の方には現金でお渡ししています。地本事務所または地本役員からお渡し致しますので、該当する方はご連絡をお願い致します。なお、東労組をすでに脱退された方にも割戻金が発生している場合がありますので、お知り合いにもお声がけをお願いします。